

## 令和8年度一般会計予算における引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が 充てられる社会保障施策に要する経費について

・平成26年4月1日より消費税等(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日より10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

### (歳入)

・地方消費税交付金額(社会保障財源化分)見込額 128,940 千円

### (歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた社会保障施策に要する経費 809,338 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	村債	その他	引上げ分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	自立支援介護給付費	328,118	246,088	0	0	27,537	54,493
	小計	328,118	246,088	0	0	27,537	54,493
社会保険	介護保険特別会計操出金	296,840	12,555	0	0	95,432	188,853
	小計	296,840	12,555	0	0	95,432	188,853
児童福祉	児童手当支給事業	184,380	166,591	0	0	5,971	11,818
	小計	184,380	166,591	0	0	5,971	11,818
合計		809,338	425,234	0	0	128,940	255,164

※各事業に要する一般財源の比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化分)を按分して充当しています。